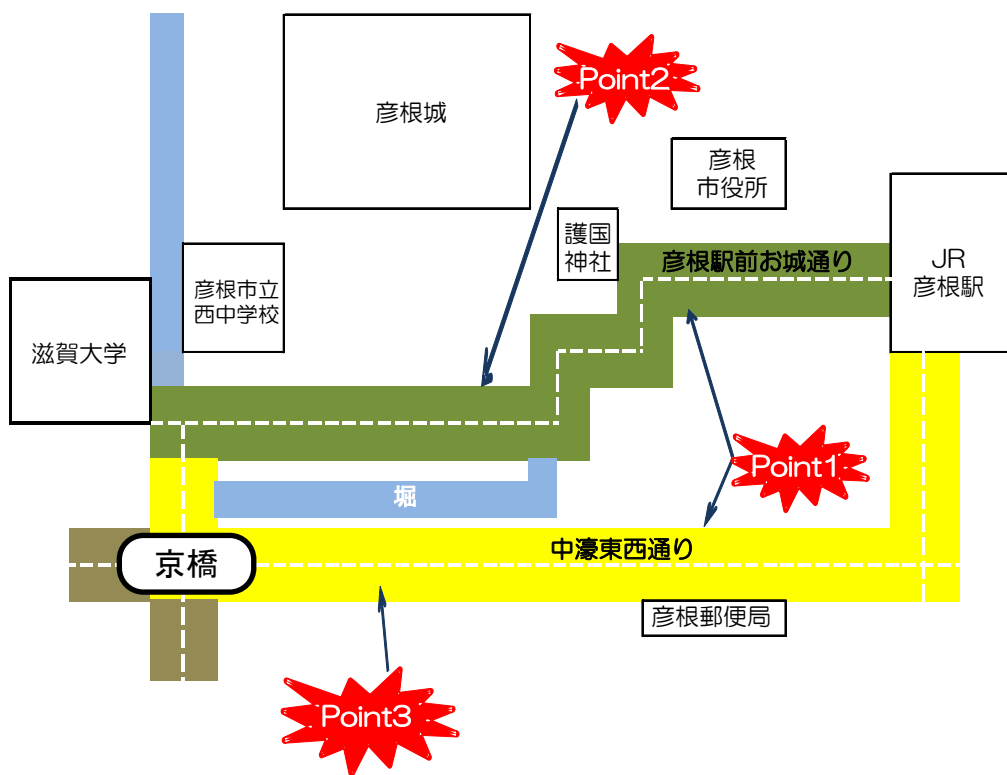


滋賀大学の学生さまへ送る

交通事故を防ぎ、

楽しいキャンパスライフを

送るために気をつけてほしい3つのこと



Point 1 「飛び出しに注意」

彦根市役所前の「彦根駅前お城通り」や、彦根郵便局前の「中濠東西通り」は脇道が多く、車や人が突然飛び出してくることがあります。

自転車といえども、人の重さとスピードが加われば、重大事故につながってしまいます。

交差点を通行する際は、一時停止と左右の安全確認を行いましょう。



Point 2 「子どもなどが通行」

滋賀大学の付近は、彦根市立西中学校をはじめとした小中学校や高校があります。

この付近は歩道も狭く、観光客も通行しています。

歩行者を見かけたら、スピードを緩めるなど「思いやりのある運転」をお願いします。



Point 3 「自転車歩行者道路」

自転車は原則、車道の左側を走行しますが、「自転車歩行者道路」は歩行者と自転車が一緒に利用する歩道です。

自転車は標識にしたがって道路側を走行し、常に歩行者に気を遣いながら走行しましょう。

歩行者に注意し、スピードを抑えて走行してください。



Point EX1 「ヘルメットの着用」

2023年4月1日から、年齢を問わず、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務となりました。

交通事故はいつ起こるかわかりません。

自分の命を守るためにも、ヘルメットの着用をお願いします。



Point EX2 「自転車の施錠」

自転車から離れるときは、必ず施錠してください。

自転車が盗難された場合は、近くの警察署や交番で盗難届を出してください。

自転車にも運転者講習があります！

自転車は気軽に乗れる乗り物ですが、乗り方を間違えるととても危険です。自転車の違反に対する罰則は重く、危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受けることになります。

講習時間 3時間

手数料 6,000円

対象年齢 14歳以上

※受講命令に従わない場合、違反行為とは別に5万円以下の罰金が科されます。

また、自動車運転免許を持っている人が自転車車で事故や違反を起こした場合、運転免許の停止や取り消し処分をされることがあります。

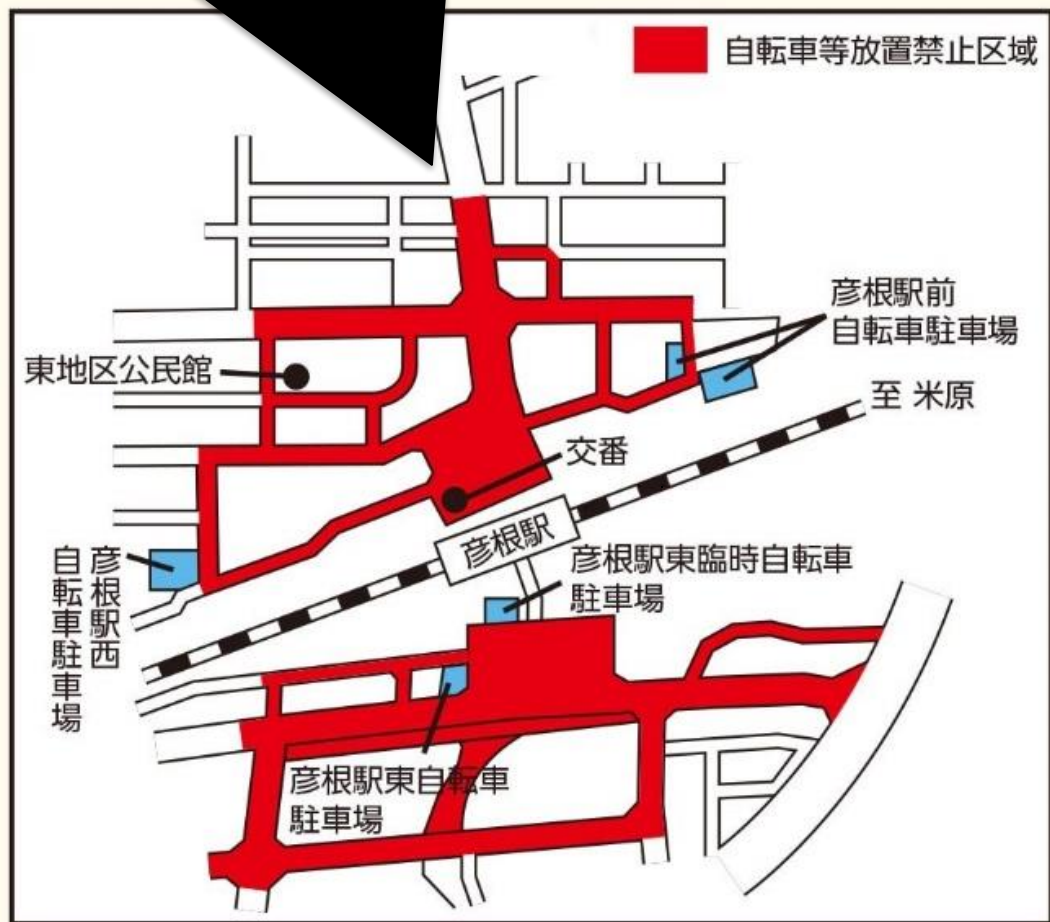


交通ルールとマナーを守って、楽しい大学生活を過ごしましょう！



彦根駅周辺は条例で 「自転車等放置禁止区域」 に定められています

この区域内に放置している自転車は
撤去の対象になります！！



※撤去された自転車等の返還には、返還手数料
(自転車は2,610円、原動機付自転車は3,870円)を
支払う必要があります。

自転車の盗難は放置自転車につながります！

自転車が盗難された場合、すぐに警察へ盗難届を提出してください。
放置された自転車が撤去される前日までに盗難届が提出されていなければ、返還手数料が必要となります。

自転車は路上に放置せず、きちんと駐輪場に停めて鍵をかけましょう。
(ループロックなどを用いたツーロックを推奨しています。)

STOP! 放置自転車

